

一般民事事件

▶▷ 訴訟手続

▶ 着手金

弁護士に依頼する段階で支払う費用です。請求金額に対する割合で決定します。

請求金額	着手金の額
300万円以下	8% (最低10万円)
300万円～3000万円	5%+9万円
300万円～3億円	3%+69万円
3億円以上	2%+369万円

▶ 報酬

事件終結時に支払う費用です。得られた経済的利益に対する割合で決定します。

請求金額	報酬金の額
300万円以下	16% (最低10万円)
300万円～3000万円	10%+18万円
300万円～3億円	6%+138万円
3億円以上	4%+738万円

▶ 示談交渉・調停手続

上記訴訟手続の料金に準じます。

ただし、事案に応じて3分の2程度に減額する場合があります。

示談交渉から調停、示談交渉または調停から訴訟へ手続が移行する場合には、手続移行時に追加着手金として上記金額の2分の1をいただきます。

▶ 金銭を請求された場合

相手方からの請求金額をベースに上記訴訟手続の料金に準じます。

▶ 強制執行

着手金は上記訴訟手続の2分の1相当額

報酬は強制執行事件単体で受任した場合、上記訴訟手続の4分の1相当額 (最低10万円)

交通事故

▶▷ 訴訟手続

▶ 着手金

弁護士に依頼する段階で支払う費用です。請求金額に対する割合で決定します。

請求金額	着手金の額
300万円以下	8% (最低10万円)
300万円～3000万円	5%+9万円
300万円～3億円	3%+69万円
3億円以上	2%+369万円

▶ 報酬

事件終結時に支払う費用です。得られた経済的利益に対する割合で決定します。

請求金額	報酬金の額
300万円以下	16% (最低10万円)
300万円～3000万円	10%+18万円
300万円～3億円	6%+138万円
3億円以上	4%+738万円

▶ 示談交渉・調停手続

上記訴訟手続の料金に準じます。

ただし、事案に応じて3分の2程度に減額する場合があります。

示談交渉から調停、示談交渉または調停から訴訟へ手続が移行する場合には、手続移行時に追加着手金として上記金額の2分の1をいただきます。

▶ 金銭を請求された場合

相手方からの請求金額をベースに上記訴訟手続の料金に準じます。

▶ 強制執行

着手金は上記訴訟手続の2分の1相当額

報酬は強制執行事件単体で受任した場合、上記訴訟手続の4分の1相当額 (最低10万円)

※ 弁護士費用特約について

弁護士費用特約を使用される場合には、加入されている保険会社の基準に従い保険会社に請求させていただきます。

ただし、弁護士費用特約を使用した場合であっても、同特約の上限額が300万円ですので、着手金及び報酬の合計額が300万円を超える場合、相手方から回収した賠償金から300万円との差額分をいただきます。

相続関係

▶ 遺言書作成

10万円～

▶ 相続放棄手続

5万円～

▷▶ 遺言執行

▶ 着手金

遺言執行の場合は、着手金をいただいております。

▶ 報酬

事件終結時に支払う費用です。総財産に対する割合で決定します。

遺産の額	報酬金の額
300万円以下	30万円
300万円～3000万円	2%+24万円
300万円～3億円	1%+54万円
3億円以上	0.5%+204万円

▷▶ 遺産分割手続

▶ 着手金

弁護士に依頼する段階で支払う費用です。

手続の種類	着手金の額
示談交渉	30万円～
調停	15万円～
審判・訴訟	15万円～
示談交渉から調停に移行する場合等の追加着手金	10万円～

▶ 報酬

事件終結時に支払う費用です。得られた経済的利益に対する割合で決定します。

請求金額	報酬金の額
300万円以下	16%（最低10万円）
300万円～3000万円	10%+18万円
300万円～3億円	6%+138万円
3億円以上	4%+738万円

離婚関係

▷▶ 離婚手続

▶ 着手金

弁護士に依頼する段階で支払う費用です。

手続の種類	着手金の額
示談交渉	30万円～
調停	15万円～
審判・訴訟	15万円～
示談交渉から調停に移行する場合等の追加着手金	10万円～

▶ 報酬

離婚が成立した時に支払う費用です。

30万円～

▷▶ 財産分与、慰謝料

▶ 着手金

弁護士に依頼する段階で支払う費用です。
ただし、離婚と同時に請求する場合、着手金はいただいておりません。

30万円～

▶ 報酬

事件終結時に支払う費用です。得られた経済的利益に対する割合で決定します。

請求金額	着手金の額
300万円以下	8% (最低10万円)
300万円～3000万円	5%+9万円
300万円～3億円	3%+69万円
3億円以上	2%+369万円

▷▶ 養育費

▶ 着手金

弁護士に依頼する際に支払う費用です。

10万円～

▶ 報酬金

得られた養育費の金額の5年分に相当する金額に対する10%相当額

※内容に応じて増減いたします。

▶ 離婚合意書作成

合意書作成手数料として10万円～

公正証書にて作成される場合、15万円～

債務整理手続

▷▶任意整理手続

▶着手金

弁護士に依頼する段階で支払う費用です。
債権者1社につき2万円～

▶報酬

事件終結時に支払う費用です。
債権者1社につき2万円～

▷▶民事再生手続

▶着手金

弁護士に依頼する段階で支払う費用です。

債務者	着手金の額
個人	40万円～
個人事業主	50万円～
法人	100万円～

▶報酬

なし

▷▶破産手続

▶着手金

弁護士に依頼する段階で支払う費用です。

債務者	着手金の額
個人	40万円～
個人事業主	50万円～
法人	100万円～
法人及び法人代表者	200万円～

▶報酬

なし

刑事事件

▶▷逮捕・勾留されている場合

▶着手金

弁護士に依頼する段階で支払う費用です。
30万円～

▶報酬

事件終結時に支払う費用です。

事件の終局事由	報酬金の額
不起訴の場合	30万円～
略式命令の場合	15万円～

▶▷起訴された場合

▶着手金

30万円～
(起訴前からご依頼いただいている場合は減額いたします。)

▶報酬

事件の終局事由	報酬金の額
無罪	100万円～
執行猶予	30万円～
求刑より刑が軽減	20万円～

▶▷保釈が認められた場合

▶報酬

30万円～

▶▷少年事件の場合

▶着手金

事件の状況	着手金の額
家裁送致前	30万円～
家裁送致後	30万円～ (家裁送致前からご依頼いただいている場合、減額いたします。)

▶報酬金

事件の状況	報酬金の額
家裁送致前	審判不開始 20万円～
家裁送致後	不処分 30万円～ その他の処分 20万円～

▶▷ 刑事告訴・告発手続

▶ 告訴（告発）状作成費及び警察署等同行費
10万円～

契約書作成等

▶▷ 契約書作成

▶ 着手金

なし

▶ 報酬

書面作成後に支払う費用です。

契約書の種類	報酬金の額
定型	3万円～30万円
非定型	10万円～

▶ 内容証明郵便作成

3万円～

作成者の名前に弁護士は入りません。

顧問契約

▶▷顧問契約

▶月額顧問料

ご依頼主	月額顧問料
個人	1万円～
個人事業主	2万円～
法人	3万円～